

奥多摩町

ごみ処理と正しいごみの分別とリサイクルの推進

奥多摩町のごみは、平成26年1月から、あきる野市高尾にある西秋川衛生組合へ運搬し可燃ごみは焼却処分します。また、不燃ごみは、破碎分別し焼却または資源化されます。

一般家庭や事業所は、指定された可燃・不燃ごみ専用ごみ袋で各ステーションに出していただき、町の委託収集運搬により収集されます。ただし、ごみを多量に出す事業所は、直接クリーンセンターへ持込んでいただきます。この、指定有料袋の採用は、西秋川衛生組合との協議による事その他、排出者の責任と負担の公平性の確保のため、また、財源の有効活用のために行われます。そして、ごみとして処分するものの中から再び資源として活用することは、ごみの減量と循環型社会を形成していくうえで、必要なものと考えます。

ごみの減量、再資源化は新たな資源の消費を抑制し、環境への負荷も軽減することができます。

住民一人ひとりが、ごみに対しごみは資源であるという認識を持ち、正しいごみの分別とリサイクルを推進することで、経費の削減と限りある資源の有効利用を図りながら、この美しい奥多摩の自然を後世に引き継ぎましょう。

・・・奥多摩町のごみ処理方法・・・

ごみ処理は、法律により市町村が処理することとされています。

可燃ごみ	西秋川衛生組合へ搬入し、焼却します。焼却で出る熱エネルギーは回収され、発電された後、施設の電気を賄い、余剰電力は売電します。 可燃ごみ専用袋以外で出されたごみは、収集しませんので、 ご注意ください 。
不燃ごみ	西秋川衛生組合へ搬入し、破碎処理後に鉄類の回収を行い、更に熱回収施設を経てサーマルリサイクル（余熱利用）及びその他の金属回収を行います。 不燃ごみ専用袋以外で出されたごみは、収集しませんので、 ご注意ください 。
粗大ごみ	西秋川衛生組合へ搬入し、不燃ごみと同様、破碎処理後に鉄類の回収を行い、更に熱回収施設を経てサーマルリサイクル（余熱利用）及びその他の金属回収を行います。 また、粗大ごみは、50音順ごみ分別一覧に記載されているごみ処理券（シール）が貼っていないごみは、収集しませんので、 ご注意ください 。
資源	西秋川衛生組合へ搬入し、リサイクルセンターで処理し、資源の有効活用を図ります。 ただし、当面町独自で処理を行います。 資源は、決められた方法により出してください。
有害ごみ	西秋川衛生組合へ搬入し、廃棄物処理法に基づき適正に処理するとともに再資源化を図ります。 中身の見える透明な袋を使用して出してください。